

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科附属医療教育センター  
教育支援業務要項

平成 28 年 8 月 23 日  
医療教育統合開発センター長裁定

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 5 月 29 日

改正 令和 元年 9 月 9 日

(目的)

第1条 この要項は、大学院医歯薬学総合研究科附属医療教育センター（以下「センター」という。）が本学の各学部、各研究科、各研究所、各全学センター及び附属図書館（ただし、医学部、歯学部、薬学部、医歯薬学総合研究科、保健学研究科及び岡山大学病院（以下「医療系部局」という。）を除く。）、学外（本学の教職員が実施する学会、研究会を含む。）からの教育支援業務を受諾すること及び各種見学団体を受け入れること、並びに医療系部局が実施する教育プログラムに医療系部局以外の者、学外者を受け入れることにより、学内及び地域における医療教育の発展に寄与するとともに、センターの医療教育推進事業運営のための財源を確保することを目的として、センターにおいて実施する教育支援（以下「教育支援」という。）に関し、必要な事項を定める。

(教育支援の内容)

第2条 センターは、教育支援として、教育プログラムの実施・開発支援、教育機器の貸与を行う。

(教育支援の対象)

第3条 教育支援を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 医療機関又は公的機関に所属する者
- 二 大学に所属する者
- 三 医療関連企業に所属する者
- 四 その他センター長が特に許可した者

(申請及び承認)

第4条 教育支援を受けようとする者は、センター長に、別に定める様式により申請を行い、その承認を得なければならない。

2 センター長は、前項の規定による申請を受理した場合において、当該申請が適当であり、センターで教育支援可能と認めるときは、これを承認するものとする。

(教育支援利用料)

第5条 教育支援の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める教育支援の利用に要する料金（以下「教育支援利用料」という。）を納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長が特に必要と認めた場合は、教育支援利用料の全部又は一部を免除することができる。

(請求)

第6条 利用者は、教育支援利用料を、本学が発行する請求書に基づき、本学が指定する期日までに、銀行振り込みにより支払わなければならない。ただし、本学学内経費（預かり科学研究費補助金等を除く。）により支払う場合は、内部取引によるものとする。

2 利用者が教育支援利用料を振り込む際の手数料は、利用者の負担とする。

3 指定の期日までに支払が行われなかった場合は、延滞金を徴収することができる。

(承認取消等)

第7条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合、第4条第2項の承認を取り消し、又は教育支援を中止することができる。

- 一 利用者がこの要項に違反し、又は教育支援の実施に重大な支障を生じさせたとき
  - 二 施設の改修その他センターの管理運営上やむを得ない事由が生じたとき
- 2 前項第2号による承認取り消し、又は教育支援の中止が行われた場合は、利用者が被る損失については、次条に定める場合を除き、センターはその責を負わないものとする。

(教育支援利用料の返還)

第8条 センターは、第6条第1項の規定により納入された教育支援利用料の額に不用が生じた場合は、利用者に不用になった額を返還するものとする。

(事務)

第9条 教育支援に関する事務は、大学院医歯薬学総合研究科等学務課で行う。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、教育支援に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年5月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要項は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和元年度分について、令和元年9月30日までに申込みを行った者については、従前の教育支援利用料とする。